

姫路市本庁舎広告用モニター設置事業仕様書

1 事業内容

- (1) 広告用モニターを指定する場所（別紙1及び別紙2「設置位置図」）に設置し、民間広告及び行政情報を放映する。
- (2) 広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整その他広告掲載に係る一切の業務を行う。
- (3) 行政情報に係る映像制作は、設置事業者が行う。
- (4) 広告用モニター設置に係る費用（モニターの製作、取付け、電源工事、撤去、電気料金等）は、設置事業者の負担とする。
- (5) 広告物（出力見本）の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応する。
- (6) 広告放映等に関し、別途、協定書を姫路市と締結する。

2 設置場所（所在地：姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所本庁舎）

物件番号	設置場所	台数	モニターサイズ	設置方法	最低使用料 (税込、月額)	位置図
1	本館1階 住民窓口センター 交付窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
2	本館1階 住民窓口センター 記載台	1台	43インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
3	本館1階 住民窓口センター 届出窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
4	本館1階 住民窓口センター 届出窓口	1台	55インチ 程度	吊り下げ型	16,000円	別紙1
5	本館1階 国民健康保険課	1台	55インチ 程度	吊り下げ型		別紙1
6	本館1階 エレベーターホール	1台	32インチ 程度	スタンド型		別紙1

7	本館 2 階 税務部総合受付	1 台	43 インチ 程度	吊り下げ型		別紙 2
8	本館 2 階 ギャラリー	1 台	32 インチ 程度	スタンド型		別紙 2

- ① 物件番号 6 を除き、音声は無音とします。
- ② 物件番号 1 及び 3 ~ 5 については、番号案内機器に隣接するように広告用モニターを設置すること。なお、設置に際しては姫路市及び番号案内機器設置事業者と協議を行うこと。

3 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、令和 13 年 3 月 31 日まで 1 年ごとに 4 回更新できるものとする。また、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがある。

4 本体条件・放映時間・放映内容等

(1) 広告用モニター

- ① 電源のオン、オフをタイマーで管理できること。
- ② 音量は、業務に支障がない範囲とし、設置場所の状況に応じて、市が簡易に音量を自由に調整（無音も含む。）できるようにすること（物件番号 6 に限る。）
- ③ 放映時間は、市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日をいう。）を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ④ 放映枠数は 20 枠以上とする。
- ⑤ 放映枠のうち行政情報枠を 4 分の 1 以上の割合とし、かつ、6 枠以上確保すること。
- ⑥ 行政情報の放映期間は、6 か月、1 か月及び 2 週間の期間を設定し、それぞれの放映枠は別途市と協議すること。
- ⑦ 行政情報に係る映像製作については、設置事業者が行い、市の意向に沿ったものとすること。
- ⑧ 放映する民間広告の内容等については、姫路市広告事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日制定）及び姫路市広告掲載基準並びに関係法令を遵守し、事前に市の審査を受けその承認を受けること。
- ⑨ 色覚障害者に配慮した配色にするとともに、文字サイズを大きくするなど利用者が見やすいデザインにすること。
- ⑩ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- ⑪ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策等、来庁者や職員の安全対策を十分に行うこと。
- ⑫ 設置場所のレイアウトを考慮し、統一感のある設置を行うこと。
- ⑬ 民間広告、行政情報の放映設定等の運用に係る管理は全て設置事業者が行うこととす

る。

- ⑯ 民間広告用モニターの外枠に「広告」の表示を行い、「広告主と姫路市とは直接関係
がありません。」の表示を行うこと。

(2) 使用料等

① 使用料

ア 設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とする。

ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は、変動後の税率
を適用して、使用料の増額を請求できるものとする。

イ 使用料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに全額納付する
こと。

ウ 使用許可の期間に1月に満たない端数があるときは、端数を切り上げて1月とする。

② その他必要経費等

ア 広告用モニター設置に係る費用（製作、取付け、電源工事、撤去等）は、設置事業
者の負担とする。

イ 放映に必要な電気料金についても全額設置事業者の負担とし、市が発行する納入
通知書により、市が指定する期限までに全額納付すること。

ウ 電気料金は、設置事業者がカタログ等により申告する消費電力量に市が設定する
単価を掛けて算出される金額とする。

エ 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された
使用料及び電気料金は返還しないものとする。

(3) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守すること。なお、市は、許可物
件について隨時実地調査を行い、その維持使用について指示することがある。

① 使用料及び電気料金を市が指定する期限までに確実に納付すること。

② モニター等機器を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供し
てはならないこと。

(4) 使用許可の取消し

使用許可の条件に違反する行為があると認めるとき、又は応募資格等に適合しない状況
となつたときは、使用許可を取り消すことがある。

(5) 自己都合によるモニター等機器の撤去

設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合によりモニター等機器を撤去しよう
とするときは、撤去しようとする日の3か月前までに、市に書面により通知しなければな
らない。この場合、納入済の使用料及び電気料金は還付しない。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合、上記(4)により使用許可が取り消された場合
又は上記(5)によりモニター等機器を撤去する場合は、速やかに原状回復すること。なお、
原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に請求することはできない。

(7) その他

① 設置期間内であっても、不測の緊急事態、庁舎のレイアウト変更等により、やむを得
ず、広告用モニターの一部又は全部を中止することがある。また、設置場所について、

協議の上、変更することがある。

- ② 設置場所に既存掲示物等の移設や撤去が必要な場合は、代替物を用意するなど設置業者の負担で対応すること。
- ③ 機器の不具合や故障等トラブルが発生した場合については、設置事業者において速やかに対応すること。
- ④ 設備を良好に保つため、定期的な保守点検を行うこと。
- ⑤ この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- ⑥ 業務の実施に当たり疑義が生じたときは、両者協議にて、これを解決する。